

湖国すまい・まちづくり推進協議会

令和6年度 通常総会 議 案 書

令和6年 6月 11日

会 場 ピアザ淡海（滋賀県民交流センター）
2階 207 会議室

令和6年度

湖国すまい・まちづくり推進協議会 通常総会

令和6年度 通常総会 議案書

目 次

第1号議案 令和5年度事業報告、収支決算報告及び監査報告について	5
第2号議案 令和6年度事業計画（案）、収支予算（案）について	21
講演資料	27
参考資料	
○ 湖国すまい・まちづくり推進協議会 規約	41
○ 正会員および賛助会員の会費等に関する件	46
○ 令和5年度 受託事業報告書	
・住宅リフォーム推進事業	47
・令和5年度 改正建築物省エネ法関連事業	49
・木造住宅耐震化啓発事業	50
・滋賀県住宅相談事業	54
令和6年度 会員名簿	57

令和6年度

湖国すまい・まちづくり推進協議会 通常総会

日 時 令和5年6月11日(火)
14:00~
会 場 滋賀県民交流センター
ピアザ淡海 207 会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ 湖国すまい・まちづくり推進協議会 会長 林口 富雄

3 来賓あいさつ 滋賀県土木交通部住宅課 課長 森野 実智子 様

4 講 演 「令和6年 能登半島地震における
被災建築物応急危険度判定について」
滋賀県土木交通部 建築課建築指導室
主幹 乾 真康 様

4 議 事

第1号議案 令和5年度事業報告、収支決算報告及び監査報告について

第2号議案 令和6年度事業計画(案)、収支予算(案)について

5 その他

6 閉 会

第1号議案

令和5年度 事業報告

1 令和5年度通常総会

日 時：令和5年6月1日（木）

会 場：ピアザ淡海2階 207会議室

議 事 第1号議案 令和4年度事業報告、収支決算報告及び監査報告について

第2号議案 令和5年度事業計画（案）、収支予算（案）について

第3号議案 役員改選について

※第1～3号議案について、すべて承認および可決

2 企画運営委員会

第1回企画運営委員会 運営委員10名出席、役員1名出席、執行役員4名出席

日 時：令和5年7月4日（火）午前10:00～

会 場：ピアザ淡海2階 203会議室

内 容・総会の結果について

- ・専門部会、実行委員会の構成メンバーについて

- ・年間スケジュールについて

- ・専門部会、湖国住まいの見聞録の取組みについて

第2回企画運営委員会 運営委員8名出席、役員1名出席、執行役員4名出席

日 時：令和5年10月17日（火）午前10:00～

会 場：滋賀県建設会館3階中会議室

内 容・専門部会の取り組み状況について

- ・湖国住まいの見聞録の取り組みについて

- ・一般会計収支について

第3回企画運営委員会 運営委員8名出席、役員1名出席、執行役員4名出席

日 時：令和6年3月26日（火）午前10:00～

会 場：ピアザ淡海2階 203会議室

内 容・今年度の取り組みの状況と予算の執行について

- ・令和6年度通常総会の日程について

- ・会員の退会について

第4回企画運営委員会 運営委員 7名出席、役員1名出席、執行役員4名出席

日 時：令和6年5月10日（金）午前10:00～

会 場：滋賀県建設会館3階中会議室

内 容・総会に付議すべき事項について

- ・令和6年度通常総会について

- ・企画運営委員会、専門部会の構成について

3 専門部会

1) 研修部会

○部会報告

第1回部会 部会員7名出席

日 時：令和5年6月22日（木）午後2:00～

会 場：（一財）滋賀県建築住宅センター2階会議室

内 容・これまでの取り組みについて（報告）

- ・改正建築物省エネ法関連事業について

- ・省エネ住宅セミナー（仮称）について

- ・住宅リフォームセミナーの開催について

第2回部会 部会員6名出席

日 時：令和5年7月27日（木）午後2：00～

会 場：（一財）滋賀県建築住宅センター2階会議室

内 容・改正建築物省エネ法関連事業について
・省エネ住宅セミナー（仮称）について
・事業者・消費者向け住宅リフォームセミナーについて

第3回部会 部会員5名出席

日 時：令和5年10月6日（金）午後2：00～

会 場：（一財）滋賀県建築住宅センター2階会議室

内 容・住宅省エネ化基礎セミナーについて
・改正建築物省エネ法関連事業の開催について
・湖国住まいの見聞録について

○事業報告

1. 消費者向け住宅リフォームセミナー 事業報告書

日 時 令和5年11月4日（土）10：00～

会 場 ハッシュタグ大津京 シェアスペース（ブランチ大津京内）

主 催 湖国すまい・まちづくり推進協議会・（一社）住宅リフォーム推進協議会

後 援 滋賀県・（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター

参加者 会場参加 18人 うちオンライン参加 10人

内 容 住まいの省エネ性能を高め、バリアフリー化することでみんなが健康で快適に過ごせるリフォームについて、支援制度やお役立ち情報を案内

講演 『リフォームで実現！健康で快適な暮らし』

1）節約時代のリフォーム成功術

2）あなたに合ったお店のを見つけ方&見積りのチェックポイント

3）使わないと損！おトクにリフォームできる支援制度

講師 小橋工務店 代表取締役社長 小橋 正浩 氏

事業のようす



あいさつ 宮田 弘 氏



講師 小橋 正浩 氏（リ推協講師）



セミナーのようす

2. 事業者向け長寿命化リフォームセミナー

日 時 令和5年11月4日(土) 13:30～
会 場 ハッシュタグ大津京 シェアスペース(ブランチ大津京内)
主 催 湖国すまい・まちづくり推進協議会・(一社)住宅リフォーム推進協議会
後 援 滋賀県・(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター
参加者 会場参加 7人 うちオンライン参加 1人
内 容 講演 「住まい手に届く 断熱リフォームの提案手法」
第1部 「3つの入り口」から考える、断熱リフォームの提案手法
第2部 リフォームに関する支援情報
講師 小橋工務店 代表取締役社長 小橋 正浩 氏

事業のようす



開会 進行 有田 部会員



講師 小橋 正浩 氏 (リ推協講師)



セミナーのようす

3. 令和5年度 建築基準法・建築物省エネ法設計等実務講習会

日 時 令和6年1月19日(金) 13:30～17:00
会 場 ピアザ淡海 大会議室
講 師 加賀田 茂史 氏 近畿地方整備局 住宅整備課
佐々木 雄河 氏 国土交通省 住宅局
受講者 185名
内 容 1) 改正建築基準法に係る各基準や必要な手続き等の解説
2) 改正建築物省エネ法に係る各基準や必要な手続き等の解説

事業のようす



開会 あいさつ 山本部会長



講師 加賀田 茂史 氏



会場のようす



個別相談会 講師 佐々木 雄河 氏

4. 令和5年度 住宅省エネルギーオンライン技術講習修了証の発行

住宅省エネルギーオンライン講習会を受講され、修了証を希望された方へ修了証を発行しました。 ○ 修了証発行 6名

5. 住宅省エネ化基礎セミナー

日 時：八幡会場 令和5年11月28日（火）13：30～16：30

：草津会場 令和5年12月12日（火）13：30～16：45

会 場：八幡会場 G-NETしが 視聴覚室

：草津会場 フェリエ南草津5階大会議室（草津市民交流プラザ）

主 催：湖国すまい・まちづくり推進協議会・近江八幡市・草津市

後 援：滋賀県

受講者 八幡 29名

草津 35名

内 容 （共通）セミナー① 省エネ法の概要

講演 「知って得する、話したくなる省エネ法」

講師 河村 亮三 氏 （積立百金倶楽部、CFP）

セミナー② 省エネ建材の仕様と施工

1) 各種断熱材の特徴と断熱施工の注意点

講師 石崎 裕仁 氏 (マカ・イノベーション(株))

2) 省エネ住宅における開口部の重要性について

講師 坂口 征弘 氏 (YKK・AP(株))

セミナー③（草津会場のみ）

講演 草津市の省エネ化の取り組み

講師 滋賀県家庭エコうち診断士 本江 宗明 氏

事業のようす



あいさつ 山本部会長（八幡）



セミナー① 講師 河村 氏（八幡）



会場の様子（八幡会場）



セミナー②-1 講師 石崎 氏



セミナー②-2 講師 坂口 氏



草津会場の様子

2) 住まいの安全・安心対策部会

○部会報告

第1回部会 部会員9名出席

日 時：令和5年7月14日（金）午後2：00～

会 場：滋賀県建築住宅センター2階会議室

内 容・これまでの取り組みについて（報告）

- ・滋賀県住宅相談業務について
- ・すまい相談員の派遣について
- ・木造住宅耐震化啓発セミナーについて

第2回部会 部会員7名出席

日 時：令和5年10月19日（木）午後2：00～

会 場：滋賀県建築住宅センター2階会議室

内 容・木造住宅耐震化啓発セミナーについて

- ・滋賀県住宅相談業務について（経過報告）
- ・湖国住まいの見聞録に係る住まいづくり無料相談会について

○事業報告

①令和5年度 木造住宅耐震化啓発セミナー（甲賀会場）

日 時：令和5年7月30日（日）13：30～（受付13：00）

会 場：甲賀市まちづくり活動センター「まるーむ」研修室

参加者：会場参加 31人 オンライン参加 8人

内 容・講演① 「暮らしの夢を実現する第一歩は、耐震改修から」

講師 井戸田 秀樹 氏（名古屋工業大学大学院 教授）

・講演② 「野島断層からのメッセージ」

講師 米山 正幸 氏（北淡震災記念公園 総支配人）

・パネルディスカッション

○耐震改修ってどうやるの？

『暮らしの夢を実現する第一歩は、耐震改修から』

コーディネータ兼パネラー 井戸田 秀樹 氏

パネラー 米山 正幸 氏

パネラー 北川 久子 氏 (Ms. K 工房)

制度説明 「耐震診断・改修に係る、補助・助成金等について」

甲賀市住宅建築課 井原 氏

事業のようす



開会あいさつ福井課長（甲賀市）



講演① 講師 井戸田 氏



パネルディスカッションのようす



参加者からの質疑

②令和5年度 木造住宅耐震化啓発セミナー（米原会場）

日 時：令和5年10月29日（日）13：30～16：30

会 場：米原市役所 本庁舎 3-D会議室

参加者：会場参加 16人 オンライン参加 6人

内 容・講演① 「地震に負けないわが家を目指して」

講師 高田 豊文 氏（滋賀県立大学 教授）

・講演② 「野島断層からのメッセージ」

講師 米山 正幸 氏 北淡震災記念公園 総支配人

・パネルディスカッション

耐震改修ってどうやるの？

『地震に負けないわが家を目指して』

○コーディネータ兼パネラー 高田 豊文 氏

パネラー 米山 正幸 氏

パネラー 仲谷 義浩 氏（仲谷建設）

制度説明 「耐震診断・改修に係る、補助・助成金等について」

米原市都市計画課 佐藤 氏

事業のようす



講演① 講師 高田 氏



講演② 講師 米山 氏



パネルディスカッション



パネル展示のようす

③滋賀県住宅相談業務について

滋賀県より滋賀県住宅相談業務を受託し、県民からの住まいづくりに関する相談業務を行いました。

・令和5年度 相談件数 81件（電話相談 76件、面談 4件、訪問 1件）

3) 滋賀ほんまもんの家推進部会

○部会報告

第1回部会 部会員5名出席

日 時：令和5年12月15日（金）午後2：00～

会 場：キラリエ草津2階203会議室

内 容・これまでの取り組みについて（報告）

- ・木造住宅研修「家づくり講演会」について
- ・「滋賀ほんまもんの家」の推進について
- ・気候風土適応住宅の支援・意見交換について

○事業報告

1 令和5年度 木造住宅研修「家づくり講演会」

日 時 令和6年3月23日（土）13：30～16：35（開場13：00）

会 場 キラリエ草津 1階 多目的室①（草津商工会議所）

参加対象 建築士、大工・工務店、木造建築に興味のある設計士

参 加 者 会場参加 20名、オンライン 14人

内 容 ・講演 「滋賀らしい、気候風土適応住宅を考える」

～地域の住宅産業を活かす、

滋賀の気候風土に寄り添った住まいづくりに向けて～

講師 篠 節子 氏（篠 計画工房 代表）

・パネルディスカッション

「滋賀らしい、家づくりを考える」

コーディネータ兼パネラー 岩波 正 氏 三和総合設計(株)

パネラー 篠 節子 氏 篠計画工房 代表
パネラー 井上 喜代和 氏 井上工務店

事業のようす



あいさつ 坂田 部会長



講師 篠 節子 氏



パネルディスカッションのようす



会場のようす

2 県意見交換会への派遣

県にて、2月22日（木）に開催された、気候風土適応住宅意見交換会に、部会より2名派遣を行い、実務者側からの意見を伝えることができた。

3) 住まいフェス開催実行委員会

○実行委員会報告

第1回実行委員会 委員 13名出席

日時：令和5年7月26日（水）午前10：00～

会場：キラリエ草津 5階 501会議室

内容・前年度の取り組みについて（経過報告）

・今年度の住まいフェス「湖国住まいの見聞録」概要の検討

第2回実行委員会 委員 9名出席

日時：令和5年8月24日（木）午後1：30～

会場：滋賀県建設会館 3階 中会議室

内容・前回の実行委員会について

・住まいフェス「湖国住まいの見聞録」について

・概要の確認、取り組み検討

第3回実行委員会 委員 14名出席

日時：令和5年9月29日（金）午後2：00～

会場：滋賀県建設会館 3階 中会議室

内容・全体の進捗状況について

・内容の検討、取り組みについて

第4回実行委員会 委員 14名出席

日時：令和5年10月26日（木）午後2：00～

会場：滋賀県建設会館 3階 中会議室

- 内 容・全体の事業内容の確認
・当日スケジュールの確認

第5回実行委員会 委員 12名出席

日 時：令和5年12月18日（月）午後2：00～

会 場：滋賀県建設会館 3階 中会議室

- 内 容・事業総括
・次年度に向けて

○事業報告

令和5年度 住まいフェスティバル「湖国住まいの見聞録」 報告

期 日：令和5年11月4日（土）

時 間：10：30～15：30（開場 10：00（準備集合8：00））

会 場：ランチ大津京 ブランチさんかく広場及び特設会場（相談）

参加者：約800人

イベント内容

○ステージ 進行 藤川 恭子（フリーアナウンサー）

- ・開会・閉会行事
- ・木下洗希ジャグリング
- ・ズレンガで遊ぼう ・うおーたん・キャッフィーの○×クイズ大会

○住まい相談 住まいづくり相談会（相談：1件）

○会員団体展示

（公社）滋賀県建築士会、（公社）日本建築家協会近畿支部滋賀地域会、
（一社）滋賀県空調衛生設備工業協会、滋賀県木材協会、滋賀県塗装工業協同組合、
（一社）滋賀県空調衛生設備工業協会、木考塾、おうちづくり相談室
滋賀県・大津市、リフォームセミナーサテライト講演

○モクモク体験ゾーン『あそびの広場』 ズレンガ、木の積み木、木のくるま遊び

○滋賀ほんまもんの家竣工パネル展示

○受付・モクモク大抽選会（アンケート）

開催のようす



開会行事 あいさつ



ステージのようす



住まい相談会



会場（出展展示）のようす



○×クイズのようす



ほんまもんの家パネル展

4 ホームページの活用と情報発信

協議会のホームページにて、各種事業の案内ページを作成し周知を行っています。同時に登録フォームを設置し受講受付を行っています。会員団体の取り組みについてもお知らせのコーナーにてより多くの方にお知らせできるよう努めています。

令和5年度 一般会計 収支決算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

1 【収入の部】

(単位：円)

項 目	R 5_決算額 A	R 5_予算額 B	増減 A－B	備考
1 会費収入等	946,000	956,000	-10,000	
1 正会員(公益法人及び準ずる団体)	330,000	330,000	0	30,000×11団体
2 正会員(特定非営利及び準ずる団体)	70,000	80,000	-10,000	10,000× 7団体
3 賛助会員(企業または団体)	70,000	70,000	0	10,000× 7団体
4 賛助会員(個人)	6,000	6,000	0	3,000×2名
5 協賛金	470,000	470,000	0	20,000×10団体 270,000× 1団体
2 事業収入	9,240	65,400	-56,160	
1 省エネオンライン講習修了証発行手数料	9,240	15,400	-6,160	1,540×6名
2 住まいフェス出展料 (正・特別会員)	0	0	0	
3 住まいフェス出展料 (正・特別会員外)	0	50,000	-50,000	
3 業務受託収入	2,520,375	2,878,000	-357,625	
1 県住宅相談業務受託	390,835	465,000	-74,165	滋賀県
2 住宅リフォーム推進事業受託	347,940	370,000	-22,060	住宅リフォーム推進協議会
3 住宅省エネ技術者講習会受託	1,238,600	1,500,000	-261,400	木を活かす建築推進協議会
4 木造住宅耐震化啓発事業受託	543,000	543,000	0	滋賀県
4 補助金収入	450,000	450,000	0	滋賀県
5 基金繰入金	850,000	850,000	0	
1 湖国すまい・まちづくり協働基金	750,000	750,000	0	
2 滋賀ほんまもんの家推進基金	100,000	100,000	0	
6 前年度繰越金	2,343,302	2,343,302	0	
7 雑収入	21	298	-277	銀行利息
収入 合計	7,118,938	7,543,000	-424,062	

令和5年度 一般会計 収支決算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2【支出の部】

(単位：円)

項 目	R 5_決算額 A	R 5_予算額 B	増減 A-B	備考
1 事務局費	873,497	1,008,500	-135,003	
1 会議費	156,046	150,000	6,046	会場費・日当旅費等
2 運営費	612,951	634,000	-21,049	事務局諸費
3 ホームページ運営費	104,500	224,500	-120,000	H P 管理費
4 会計ソフト管理費	0	0	0	K S 管理費
2 研修部会費	1,556,853	2,189,000	-632,147	
1 会議費	23,688	40,000	-16,312	会場費・日当旅費等
2 改正省エネ説明・講習会費	931,885	1,550,000	-618,115	事業経費
3 法令・制度改正セミナー事業（新規）	228,884	198,000	30,884	事業経費
4 事業者向住宅リフォームセミナー	156,276	204,500	-48,224	事業経費
5 消費者向住宅リフォームセミナー	216,120	196,500	19,620	事業経費
3 住まいの安全・安心対策部会費	973,611	1,042,600	-68,989	
1 会議費	16,500	27,000	-10,500	会場費・日当旅費等
2 耐震改修啓発セミナー	556,680	548,000	8,680	事業経費
3 住宅相談	400,431	467,600	-67,169	事業経費
4 滋賀ほんまものの家推進部会費	340,075	426,500	-86,425	
1 会議費	5,400	23,000	-17,600	会場費・日当旅費等
2 家づくり講演会	329,675	268,500	61,175	事業経費
3 普及啓発・情報発信	5,000	135,000	-130,000	事業経費
4 その他の事業	0	0	0	
5 住まいフェス開催実行委員会費	1,029,115	1,315,000	-285,885	
1 会議費	99,026	115,000	-15,974	会場費・日当旅費等
2 住まいフェスティバル	930,089	1,200,000	-269,911	イベント費等
6 予備費	0	1,561,400	-1,561,400	
支出 合計	4,773,151	7,543,000	-2,769,849	

令和5年度収支決算

令和5年度

収入額 - 支出額 = 差引額
7,118,938 - 4,773,151 = 2,345,787

令和5年度 差引額 2,345,787 円 については、

令和6年度 湖国すまい・まちづくり推進協議会 一般会計に繰り越します。

令和5年度 基金特別会計 収支決算書

■湖国すまいまちづくり協働基金

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

○ 収 入

(単位：円)

項 目	R5決算額 A	R5予算額 B	増減 A-B	備 考
繰越金	2,709,541	2,709,541	0	
繰入金	0	0	0	
雑収入	24	0	24	銀行利息
合 計	2,709,565	2,709,541	24	

○ 支 出

項 目	R5決算額 A	R5予算額 B	増減 A-B	備 考
一般会計繰出金	750,000	750,000	0	フェス事業費等
合 計	750,000	750,000	0	

令和5年度収入合計 — 令和5年度支出合計 = 差引金額
 2,709,565 — 750,000 = 1,959,565 円
 令和5年度末 基金残高 1,959,565 円

■滋賀ほんまもんの家推進基金

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

○ 収 入

(単位：円)

項 目	R5決算額 A	R5予算額 B	増減 A-B	備 考
繰越金	1,719,842	1,719,842	0	
繰入金	0	0	0	
雑収入	14	0	14	銀行利息
合 計	1,719,856	1,719,842	14	

○ 支 出

項 目	R5決算額 A	R5予算額 B	増減 A-B	備 考
一般会計繰出金	100,000	100,000	0	普及啓発費等
合 計	100,000	100,000	0	

令和5年度収入合計 — 令和5年度支出合計 = 差引金額
 1,719,856 — 100,000 = 1,619,856 円
 令和5年度末 基金残高 1,619,856 円

令和5年度 湖国すまい・まちづくり推進協議会

監査報告書

令和5年度収支決算報告書並びに金銭出納簿、支出証拠書類を監査しましたところ、いずれも正確かつ適正であることを認めます。

令和 6 年 5 月 16 日

監 事 北 中 良 樹 

監 事 福 谷 晃 

第2号議案

令和6年度 事業計画（案）

<基本方針>

昨年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、感染対策が個人・事業所の判断に委ねられることになり、社会経済活動はコロナ前より活発化しつつあります。

一方、長期化するウクライナ侵略の影響、中東情勢により、世界は緊張状態が続いており、さらに、エネルギー価格の高騰、長引く円安などによる様々な価格の高騰が日本経済に与える影響は大きく、今後も非常に懸念されるところであります。他方、建設業界の働き方改革が施行され、効率的・効率的な経営が更に必要となってきます。

国においては、脱炭素社会の実現のため、住宅・建築物の省エネ性能を高める対策と、木材利用の推進に係る法律が成立し、2050年のカーボンニュートラルと2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減するという目標の実現に向けて、建築物省エネ法、建築基準法、建築士法などが改正され2025年4月1日に施行されます。また、県でも、県産材の利用を促進する「滋賀県県産材の利用の促進に関する条例」が2023年3月に施行されました。

住宅の省エネ対策・県産木材の利用の法整備ができ、滋賀県の住まいづくり・まちづくりに関係する団体が、湖国滋賀にふさわしい豊かな住生活の実現に向けて、連携し協働しながら課題やニーズを把握していくことが大変重要であり、本協議会の役割は大きいものがあります。

そのため、当協議会は、脱炭素社会の実現に向けて、引き続き省エネ対策への取り組みの強化と、木材の利用促進を図り、良質な住宅を未来に引き継げるよう講習会の開催等、県民の皆さまのニーズを反映した事業展開を図ってまいります。

そして、「湖国住まいの見聞録」（住まいフェスティバル）を、今年度も会員相互が連携して開催することとします。

<事業内容>

◎県民の住まいづくりに対する意識の向上・支援

【研修部会】

・住宅リフォームセミナーの開催

（受託：住宅リフォーム推進協議会）

・関係法令・制度改正等のセミナーの開催

（県補助：住宅省エネ研修 2回）

◎すまいの安全・安心、豊かな住生活に関わる相談事業・情報の発信

【住まいの安全・安心対策部会】

・滋賀県住宅相談事業「住まいづくり相談」の実施

（受託：滋賀県）

・イベント・セミナー等へのすまい相談員の派遣

（住まいの見聞録、士会イベント等）

・住情報に関わる情報発信

（協議会ホームページ等）

・木造住宅耐震化啓発セミナーの開催

（受託：滋賀県）

◎県産木材や地場産自然素材を活用した良質な木造住宅の供給促進への支援

【滋賀ほんまもんの家推進部会】

- ・「滋賀らしい環境こだわり住宅」に関する普及支援・相談・情報発信（県補助）
- ・行政・関係団体との連携と協働（気候風土適応形住宅意見交換会へ派遣）
- ・情報交換・研修会の開催（県補助：家づくり講演会）

◎「湖国住まいの見聞録」（住まいフェスティバル）の開催 【住まいフェス開催実行委員会】

県民の「住まいの安全・安心」と「豊かな住生活環境の実現」に向けて、県民の住まいづくりに対する意識の向上と県産材を活用した「滋賀ほんまもんの家」の周知を図り、また住まいのリフォーム事例などの紹介を行い、安心リフォームへの取り組みに繋がるよう開催する。
(県補助：湖国住まいの見聞録)

◎ホームページの活用と情報発信

協議会の事業活動及び事業推進に資する情報の収集を図り、ホームページへの迅速な掲載を行うとともに、掲載情報について会員に案内を行い、会員、事業者、消費者からのアクセス増加に努め積極的に提供する。

(事業告知、事業申込フォーム、相談受付フォーム、事業報告、会員団体の取組み等の掲載)

参 考 資 料

湖国すまい・まちづくり推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、湖国すまい・まちづくり推進協議会（以下、「本協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、住まいづくりやまちづくりに関わる者が連携して、県民の住まいづくりに対する意識の向上や支援を行うとともに、県産木材や地場産自然素材を活用した良質な木造住宅の供給に向けて取り組むことにより、湖国滋賀にふさわしい豊かな住生活の実現と県内住宅産業の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住まいの安全・安心、耐震に関する相談・情報発信および普及啓発
- (2) 住宅省エネルギーに関する相談・情報発信および普及啓発
- (3) 住宅リフォームに関する相談・情報発信および普及啓発
- (4) 豊かな住生活に関する相談・情報発信および普及啓発
- (5) 「滋賀らしい環境こだわり住宅」に関する相談・情報発信および普及啓発
- (6) 会員相互および関係者との交流・連携および研鑽に関する事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本協議会は、次の会員により構成する。

- (1) 正会員 住まいづくりに関する公益法人およびこれに準ずる公益的団体および特定非営利団体
- (2) 準会員 正会員以外の住まいづくりに関する公益法人及び本協議会の趣旨に賛同する公益的団体
- (3) 特別会員 地方公共団体
- (4) 賛助会員 本協議会の趣旨に賛同する法人、団体または個人

(入退会)

第5条 本協議会に正会員および準会員並びに特別会員として入会しようとするものは、その旨を文書で会長に届け出、企画運営委員会の承認を得なければならない。

- 2 本協議会に賛助会員として入会しようとするものは、その旨を文書で会長に届け出なければならない。
- 3 会員は、本協議会を退会しようとするときは、その旨を文書で会長に届け出なければならない。
- 4 賛助会員が、会費を納入期限から6か月以上納入しなかった場合は、本協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第6条 会員が本協議会の名誉を傷つけ、または趣旨目的に反する行為をしたときは、総会の議決を経て除名することができる。

2 前項の規定により除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名を議決する総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会費)

第7条 正会員および賛助会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。準会員、特別会員は免除とする。

2 既に納入された会費は、会員が退会する場合においても返還しない。

第3章 役員等

(役員)

第8条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 執行役員 若干名 (第21条による専門部会の部会長及び実行委員会の長)
- (4) 監 事 2名

2 役員は、総会において正会員の代表者または代表者から委任を受けた者の中から選任する。

3 会長および副会長は、監事を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第9条 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長が予め定めた順位に従い、その職務を代行する。

3 執行役員は、各専門部会および実行委員会が所掌する事業を統括する。

4 監事は、本協議会の財務会計および事業執行の状況を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員補充のため就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

(アドバイザー)

第11条 本協議会に、アドバイザーをおくことができる。

2 アドバイザーは、総会の承認を得て会長が委嘱する。

3 アドバイザーは、必要な事項について会長の諮問または相談に応え、かつ、意見を述べることができる。

第4章 組織

(会議の種類)

第12条 本協議会の会議は、総会および企画運営委員会、及び第21条による専門部会、実行委員会とする。

(総会の種別)

第13条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年度1回開催する。

3 臨時総会は、正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面によ

り、招集の請求があったとき、または会長が必要と認めたときに開催する。

(総会の構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会において議決権を行使できる者は、正会員の代表者または代表者から委任を受けた者とする。
- 3 会長は、総会に準会員、特別会員、賛助会員並びに第17条に定める企画運営委員の出席を求めることができる。

(総会の議決事項)

第15条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 会費
- (4) 規約の変更
- (5) 役員の選任(執行役員を除く)
- (6) 会員の除名
- (7) 本協議会の解散および財産の処分
- (8) その他本協議会の運営に関する重要な事項

(総会の運営)

第16条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 総会の議事は、この規約で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(企画運営委員会)

第17条 企画運営委員会（以下、「委員会」という。）を構成する会員は、前年度の委員会の議を経て、正会員または特別会員の中から会長が指名する。

- 2 委員会は企画運営委員(以下、「委員」という。)をもって構成する、
- 3 委員会に委員長および副委員長をそれぞれ1名置く。
- 4 委員会の委員長および副委員長は、委員の互選とする。

(企画運営委員)

第18条 委員は、正会員または特別会員の代表者がそれぞれ推薦する者をもって充てる。

また、協議会役員を兼ねることを可とする。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 欠員補充のため就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の議決事項)

第19条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項の決定に関すること。
- (3) 第21条に規定する専門部会及び実行委員会の設置及び運営に関すること。
- (4) 総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- (5) その他委員長が必要と認めた事項に関すること。

(委員会の運営)

第20条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決

するところによる。

- 4 委員会には、会長・副会長及び次条に規定する専門部会並びに実行委員会の長が出席するものとし意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(専門部会)

第21条 本協議会は、第3条に掲げる事業を円滑に進めるために、委員会の議決を経て、必要に応じて専門部会及び実行委員会を設けることができる。

- 2 専門部会及び実行委員会の設置・運営に関して必要な事項は、委員会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 財産および会計

(財産)

第22条 本協議会の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 第7条に定める会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

- 2 本協議会の財産は、委員会の定めるところにより会長が管理する。

(経費)

第23条 本協議会の経費は、財産をもって充てる。

(事業年度)

第24条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画および収支予算)

第25条 本協議会の事業計画および収支予算は、企画運営委員会の承認を得た後、その事業年度の総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第26条 当該事業年度の事業計画および収支予算に関する総会の議決を得る日までの間、会長は、前事業年度の予算に準じて収入および支出をすることができる。

- 2 前項の規定による収入および支出は、新たに総会の議決を得た予算の収入および支出とみなす。

(事業報告および収支決算)

第27条 本協議会の事業報告および収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに監事の監査を経て、企画運営委員会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(特別会計)

第28条 本協議会は、総会の議決を経て、特別会計を設けること、及び改廃することができる。

第6章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第29条 この規約は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得なければ変更できない。

(解散)

第30条 本協議会は、総会の議決に基づいて解散する。

2 前項の規定により解散する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第31条 解散に伴う残余財産の処分は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、本協議会と類似の目的を有する他の公益法人またはこれに準じた団体に寄付する。

第7章 雑則

(事務局)

第32条 本協議会の事務を処理するため、事務局を一般財団法人滋賀県建築住宅センターに置く。

2 事務局に関することは、会長が別に定める。

(その他)

第33条 この規約に定めるほか本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

1 この規約は、平成15年3月26日から施行する。

平成19年6月 6日一部改正

2 本協議会の設立当初の役員は、第8条第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。また、その任期は、第10条第1項の規定にかかわらず、平成16年5月31日までとする。

3 本協議会の設立当初の企画運営委員は、第18条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。また、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成16年5月31日までとする。

4 本協議会の設立初年度の事業年度は、第24条の規定にかかわらず、平成15年3月26日から平成16年3月31日までとする。

5 本協議会の設立初年度の事業計画および収支予算は、第25条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この規約は、令和2年6月2日から施行する。

7 第17条の改正により企画運営委員会の構成に変更があるため、新たに委員長、副委員長を選出するものとし、第18条第2項に規定する企画運営委員の任期は令和2年度に限り1年とする。

正会員および賛助会員の会費等に関する件

【令和２年度通常総会承認事項】

規約第７条第１項による正会員および賛助会員の会費等については、以下に定めるところによる。

(1) 正会員においては、次の区分に応じて定める額（年額）

ア 公益法人または公益的団体	30,000 円
イ 特定非営利団体または準ずる団体	10,000 円

(2) 賛助会員においては、次の区分に応じて定める額（年額）

ア 企業または団体	10,000 円
イ 前号以外の個人	3,000 円

令和5年度 消費者向け住宅リフォームセミナー 実施報告書

1. 開催情報	開催都市	大津市		
	開催日	令和5年11月4日（土）		
	開催時間	10：00 ～ 12：10		
	受付開始	9：30		
2. 会場情報	会場名	ハッシュタグ大津京「シェアスペース」		
	所在地	大津市二本松1-1ブランチ大津京		
	収容人数	40人		
3. 開催内容	募集人数（B）	40人		
	応募人数（C）	18人（内 オンライン11人）	応募率（C÷B）	45.0 %
	受講者数（D）	18人（内 オンライン10人）	参加率（D÷C）	100 %
	講師	（株）小橋工務店 代表取締役社長 小橋 正浩 氏 （岡山県岡山市：リ推協より派遣）		
	内容	「リフォームで実現! 健康で快適な暮らし」 ご自宅の省エネ性能を高めバリアフリー化することで、ご家族みなさまが健康で快適に過ごせるようになります。 セミナーでは、リフォームを成功させるために役立つ情報(事業者の探し方、リフォームで使えるお得な制度など)を、わかりやすくご紹介します。 第1部 節約時代のリフォーム成功術 第2部 あなたに合ったお店のを見つけ方&見積もりチェックポイント 第3部 使わないと損! お得にリフォームできる支援制度		

4. 開催状況（画像データ貼付け）



あいさつ 研修部会 宮田 弘



講師 小橋 正浩 氏



会場のようす



会場のようす

令和5年度 事業者向け長寿命化リフォームセミナー 実施報告書

1. 開催情報	開催都市	大津市		
	開催日	令和5年11月4日（土）		
	開催時間	13：30 ～ 16：40		
	受付開始	13：00		
2. 会場情報	会場名	ハッシュタグ大津京「シェアスペース」		
	所在地	大津市二本松1-1ブランチ大津京		
	収容人数	40人		
3. 開催内容	募集人数（B）	40人		
	応募人数（C）	8人（内 オンライン2人）	応募率（C÷B）	20.0 %
	受講者数（D）	7人（内 オンライン1人）	参加率（D÷C）	87.5 %
	講師	（株）小橋工務店 代表取締役社長 小橋 正浩 氏 （岡山県岡山市：リ推協より派遣）		
	内容	「住まい手に届く 断熱リフォームの提案手法」 住宅リフォーム関連事業者の方に、リフォームに関する最新情報や既存住宅の 品質・性能を高めて長く住み続けることを可能とするリフォームのあり方を習得し、ビジネスに活かす。 第1部 「3つの入り口」から考える、断熱リフォームの提案手法 第2部 リフォームに関する支援情報		

4. 開催状況



進行 研修部会 有田 氏



講師 小橋 正浩 氏



会場のようす



終了後、参加者からの質問

令和 5 年度 建築基準法・建築物省エネ法設計等実務講習会 報告書

1. 開催情報	開 催 回	第 1 回		
	開催都市	大津市		
	開 催 日	2024年1月19日（金）		
	開催時間	13：30 ～ 17：00		
	受付開始	12：30		
2. 会場情報	会 場 名	ピアザ淡海 大会議室		
	所 在 地	滋賀県大津市におの浜1-1-20		
	収容人数	216 人		
3. 開催内容	募集人数（B）	200 人		
	応募人数（C）	224 人	応募率（C÷B）	112.0 %
	受講謝数（D）	185 人	参加率（D÷C）	82.6 %
	講 師	建築 基準法	近畿整備局 住宅整備課 課長 加賀田 茂史 様	
		建築物 省エネ法	国土交通省 住宅局 建築企画担当 参事官 佐々木 雄河 様	
	内 容	○ 建築基準法・建築物省エネ法設計等実務講習会 開会、オリエンテーション 改正建築基準法に係る各基準や必要な手続き等の解説 改正建築物省エネ法に係る各基準や必要な手続き等の解説 質問票、アンケート用紙への記入 建築基準法・建築物省エネ法設計等の個別相談会		

4. 開催状況



開会あいさつ 研修部会長 山本氏



基準法説明 近畿整備局 加賀田 茂史 氏



省エネ法_質問 国土交通省 佐々木 雄河 氏



会場のようす

令和5年度 滋賀県木造住宅耐震化啓発セミナー【甲賀】 報告書

1. 開催情報	開 催 回	1 回目		
	開催都市	甲賀市		
	開 催 日	令和 5 年 7 月 30 日（日）		
	開催時間	13：00 ～ 16：30		
	受付開始	12：30		
2. 会場情報	会 場 名	甲賀市まちづくり活動センター「まるーむ」研修室		
	所 在 地	甲賀市水口町水口6009番地 TEL/0748-70-2595		
	収容人数	約 200人		
3. 開催内容	募集人数 (B)	50 人（オンライン 50 名）		
	応募人数 (C)	25 人（6 名）	応募率（C÷B）	50 %（12 %）
	受講者数 (D)	31 人（8 名）	参加率（D÷C）	124 %（133 %）
	講 師	井戸田 秀樹 氏（名古屋工業大学大学院 教授） 米山 正幸 氏（(株)ほくだん総支配人） 北川 久子 氏（Ms・K工房、耐震診断員）		
	内 容	○講演①『暮らしの夢を実現する第一歩は、 耐震改修から！』講師 井戸田秀樹 氏 ○講演②『野島断層からのメッセージ』講師 米山 正幸 氏 ○パネルディスカッション 耐震改修ってどうやるの？ 「暮らしの夢を実現する第一歩は、耐震改修から！」 進行・パネラー 井戸田 秀樹 氏 パネラー 米山 正幸 氏 パネラー 北川 久子 氏 ○制度説明 「耐震改修に係る補助・助成金等について」 甲賀市住宅建築課 井原 氏		
4. 開催状況				
     				
開会あいさつ 福井課長（甲賀市） 講演① 講師 井戸田 氏 講演② 講師 米山 氏 パネルディスカッション 参加者からの質疑 制度説明 井原 氏（甲賀市）				

パネルディスカッション

耐震改修ってどうやるの？「暮らしの夢を実現する第一歩は、耐震改修から！」

進行・パネラー：井戸田 秀樹 氏 パネラー：米山 正幸 氏 ・ 北川 久子 氏

参加者からの質問・意見等

- ・ 行政を通じての耐震改修を考えているが、行政がこんなに関わってくれるのかと驚いた、自分の考えでは、普通に業者に頼んでリフォームしていただく感覚でいたのですが。
⇒耐震診断、補強案の提示・説明までは行政が係わってくれます。その後の改修工事等は施主さんが個別に業者さんとの契約でやっていただく。補助金申請等は、お住まいの地域において違うと思うので行政に確認してください。
- ・ 代理受領制度はこの町はありますか。
⇒行政から入ってくる補助金分を工事代金から引いて業者に支払い、行政から補助金分を業者に払ってもらう制度については、行政に確認が必要だが、滋賀県では聞いたことがない。
⇒他県では、その制度をされているところもある。
- ・ 0.7未満の住まいの耐力を上げることになるが、どこまで上げるのが良いか、0.7目指すのと1.0を目指すのであればどのくらい金額が違うか。
⇒どこまでの評点を目指すかは、施主様の希望となります。評点の違いによる金額の差については、当然評点が高いと工事費は高くなってくる。金額をどれくらいと聞かれても、住まいの規模や改修方法・内容、により大きく変わるので一概には答えられない。
同じ物件で、評点の違う改修計画、金額は、算出したことがない。
- ・ 56年以前どころが、百数十年前の住宅で、かやぶきの住宅ですが、30年前に合掌崩しでリフォームして基礎を固めたりしたが、そのような住まいは地震に耐えられるか。
⇒伝統的構法住宅になりますね。これまでのお話とは違う方法で耐震診断の計算をするので、専門の方に頼む必要があります。今の方法で計算するとビックリするくらい低い数値が出ますが伝統構法等の算出方法を用いると計画が立てられます。
- ・ 耐震診断後に信頼できる建築士を探せばよいか。
⇒行政を通じ、実績のある建築士、安価な構法で改修を提案してくれる建築士、施工者の情報提供ができると良い。
⇒安価な構法を用いる、講習会を県内でも行っているが、一般県民の皆さんに公開を前提に講習会を行っていなかったのが現状では公開はできていません。滋賀県の耐震診断講習会を受講いただいて、診断員登録、事業者登録をされているところは公開されていますのでHP等確認、ご相談ください。
- ・ 県内での耐震改修実績はどれくらいあるのか
⇒年間で平均20件程度となっています。

令和5年度 滋賀県木造住宅耐震化啓発セミナー【米原】 報告書

1. 開催情報	開催回	2回目		
	開催都市	米原市		
	開催日	令和5年10月29日（日）		
	開催時間	13：00 ～ 16：30		
	受付開始	12：30		
2. 会場情報	会場名	米原市役所 本庁舎 3-D会議室		
	所在地	米原市米原1016番地 電話：0749-53-5100		
	収容人数	約 58 人		
3. 開催内容	募集人数（B）	50 人（オンライン 50 名）		
	応募人数（C）	15 人（5 名）	応募率（C÷B）	30 %（10 %）
	受講者数（D）	16 人（6 名）	参加率（D÷C）	107 %（120 %）
	講師	高田 豊文 氏（滋賀県立大学 教授） 米山 正幸 氏（(株)ほくだん 総支配人） 仲谷 義浩 氏（仲谷建設、耐震改修工事登録事業者）		
	内容	講演①『地震に負けない、わが家を目指して』 ～不意の地震に不断の用意～ 講師 滋賀県立大学 教授 高田 豊文 氏 講演②『野島断層からのメッセージ』 講師 米山 正幸 氏 パネルディスカッション 耐震改修ってどうやるの？ 「地震に負けない、わが家を目指して」 進行・パネラー 高田 豊文 氏 パネラー 米山 正幸 氏 パネラー 仲谷 義浩 氏		
4. 開催状況				
 あいさつ 都市計画課長 福井 氏  講演① 講師 高田豊文 氏  講演② 講師 米山正幸 氏  パネルディスカッション  制度説明 佐藤 氏（米原市）  パネル展示のようす				

耐震改修ってどうやるの？ 「地震に負けない、わが家を目指して」

進行・パネラー 高田 豊文 氏 パネラー 仲谷 義浩 氏・米山 正幸 氏

会場からの意見・質問等

- ・耐震診断したので、改修を進めたいと思っている。登録改修業者によって改修方法や、金額の違いなどありますか。
⇒改修される時、耐震だけでなく、住まわれ方の希望など反映していくと思うので違いが出てくる。設計側も施工側も考え方がそれぞれ違うので金額や改修方法も変わってきます。相見積もりを取られると良いかと思います。
- ・耐震診断・改修登録事業者は米原市で何社くらいありますか。
⇒20程度の事業者さんが登録されている。
- ・知り合いの大工に相談したらそれは大変ですよと言われた。
- ・田舎立ちの家に住んでいる、壁が少ないので壁と柱、筋交いを増やして耐震化図りたいが、こういった改修はされていますか。
⇒どちらかといえば、そういった家の改修の方が多い。大掛かりな改修工事になります。なるべく見えない所から改修しますが、その他で触るところが多い。
- ・診断受けた。倒壊の恐れありとの結果でした。屋根の葺き替えが必要とのこと。屋根改修をすると、台風被害が心配です。また住みながらの改修は可能なのですか。
⇒住みながらはできますが、全面改修になってくると改修場所で自宅内で移動をお願いすることがあります。屋根改修の場合は住みながら出来ます。
- ・瓦の取り換えで軽い屋根で風に持つか。 ⇒大丈夫です。
- ・56年以降の家に住んでいる。市町が行う無料耐震診断を受けるための今後ルールは変わらないか。
⇒56年に耐震基準が変わったので、今後も変更は無いと思うので、ご理解願います。
- ・耐震診断を受けた。実際はどれくらい改修工事に必要か。
⇒少しの改修工事で評点が上がる場合と、いっぱい触らないと評点が上がらない物件もあるので平均と言われてもやっぱりお応えできない。
- ・古民家等のリノベーションで耐震化はされているか。
⇒補助金に届くまでの改修となるとそこそこかかるので、耐震改修よりも、住みやすくするような改修が多い、壁を増やしたりなどもあるが、そこそこの改修程度の例が多い。
- ・南海地震の場合は、津波の心配はあると思うが、滋賀県での地震でびわ湖の津波の心配はあるか。
⇒基本的にはない。びわ湖に崖が崩れ落ち対岸で津波を観測したという報告は聞いたことがある。
- ・最近自治会離れが激しい。災害時に共助ができないので心配。北淡町はどうか。
⇒富島は人が減っている。都市区画事業が入ったので、全部に消防車等を入れる区画となったが、隣近所が遠くなり、少し希薄化が進んできた。新たにまちづくり協議会を立ち上げ取り組んでいる。顔を合わす機会を増やせるようにしている。子供をうまく巻き込んでやると良い。

令和5年度 滋賀県住宅相談 月別集計

R5_0401~R6_0331

月	電話相談	メール（書面）	面談相談	訪問相談	合計件数
4	13	0	1	0	14 件
5	6	0	0	1	7 件
6	4	1	0	0	5 件
7	4	0	0	0	4 件
8	8	0	0	0	8 件
9	9	0	0	0	9 件
10	11	0	0	0	11 件
11	7	0	2	0	9 件
12	4	0	0	0	4 件
1	3	0	1	0	4 件
2	2	0	0	0	2 件
3	4	0	0	0	4 件
合計	75	1	4	1	81 件

令和5年度 滋賀県住宅相談 概要

2023.4.1～2024.3.31

○ 市町別件数

No	市町	件 数
1	大津市	23 件
2	草津市	9 件
3	彦根市	8 件
4	甲賀市	4 件
5	湖南市	4 件
6	近江八幡	4 件
7	守山市	4 件
8	長浜市	2 件
9	高島市	3 件
10	野洲市	2 件
11	東近江市	1 件
12	栗東市	1 件
13	日野	1 件
14	米原	1 件
15	県外	1 件
16	不明	8 件
		76 件

○ 相談の概要

No	概 要	件数
1	リフォーム補助・助成について	26 件
2	リフォーム工事・方法について	15 件
3	リフォームに関する苦情（トラブル）	7 件
4	屋内環境について	3 件
5	住まいの周辺環境について	2 件
6	住まいの耐震化について	2 件
7	公民館のリフォームについて	2 件
8	バリアフリーリフォームについて	2 件
9	隣地との境界について	2 件
10	基礎工事不良について	1 件
11	瑕疵保険について	1 件
12	害虫の大量発生について	1 件
13	新築住宅の補助金について	1 件
14	雨漏れについて	1 件
15	新築住宅の仕様について	1 件
16	耐震証明について	1 件
17	コウモリの駆除について	1 件
18	古民家改修について	1 件
19	外壁塗装について	1 件
20	土塀の撤去について	1 件
21	共同住宅の賃貸について	1 件
22	10年点検について	1 件
23	完了検査について	1 件
24	リフォーム業者の紹介について	1 件
		76 件

<https://www.kokokusumai.jp>



湖国すまい・まちづくり推進協議会 事務局

〒525-0050 滋賀県草津市南草津三丁目 12 番地 6

(一財) 滋賀県建築住宅センター内

電話 077-569-5902 (直通) FAX 077-569-6561

Mail sumakyo@zai-skj.or.jp